

パブリックコメント募集結果（案）

乾燥スープの日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.27～R6.1.25）

(1) 受付件数 1件（1者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5.11.30～R6.1.29）

受付件数 なし

(別紙)

乾燥スープの日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
箇条3		
<p>「3.7 乾燥スープ」と「3.8 乾燥コンソメ」の定義に列記されている原材料については、全てを使用する必要は無いという理解ですが、全てを使用しないといけないかという疑問が社内でも多く寄せられます。</p> <p>以下の様に” のいずれか” 等の文言を追記等し、全てを使用する必要が無いことを明記することを要望します。</p> <p>(3.7 乾燥スープ)</p> <p>1点目： a) 次の1)～4) ” のいずれか” に、調味料、砂糖類・・・。</p> <p>2点目： 1) 食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介、野菜、海藻等” のいずれか” の煮出汁</p> <p>3点目： 2) 食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介、野菜、海藻等” のいずれか” を煮たものを破碎してこしたものを</p> <p>(3.8 乾燥コンソメ)</p> <p>4点目： 乾燥スープのうち、食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介” のいずれか” の煮出汁を使用し、かつ・・・。</p>	1	<p>「3.7 乾燥スープ」と「3.8 乾燥コンソメ」の定義に列記されている原材料については、御認識のとおり全てを使用する必要はありません。</p> <p>当該定義については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の乾燥スープ及び乾燥コンソメの定義との統一を図っていることから、原案どおりといたします。</p>

パブリックコメント募集結果（案）

生産情報公表牛肉の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.27～R6.1.25）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5.11.30～R6.1.29）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

生産情報公表豚肉の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5. 12. 27～R6. 1. 25）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5. 11. 30～R6. 1. 29）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.7～R6.1.5）

(1) 受付件数 3件（1者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5.11.8～R6.1.7）

受付件数 なし

(別紙)

フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
附属書A・附属書C		
表A. 5の「低温・相対湿度管理」の基準欄の4行目「流通の実態等」の「等」には実態以外の何が含まれるのか。	1	当該箇所の「等」には、「保管の実態」を含むことを想定しております。本規格では、保管も含む一連の行程を「流通过程」と定義しているため、御意見を踏まえ、表A. 5の低温・相対湿度管理の基準及び表C. 5の低温・相対湿度管理の設定例における「流通の実態等」の「等」を削除し、「流通过程の実態」に修正いたします。
表A. 5の「低温・相対湿度管理」の基準欄の4行目「流通の実態」と、6ページの改正後欄の設定例欄の最下行の4行上「流通実態」との違いは、何を意味するのか。	1	違いはありませんので、文言を統一いたします。なお、本規格では、保管も含む一連の行程を「流通过程」と定義しているため、御意見を踏まえ表C. 5の低温・相対湿度管理の設定例における「流通実態」を「流通过程の実態」に修正いたします。
附属書C		
6ページの改正後欄の設定例欄の7行目「2年」は「2年間」のほうがよい。他の箇所の例（3日間以上）と同様に。	1	「2年以上」に合わせて、表A. 4の湿度保持・防カビ管理の基準における「3日間以上」を「3日以上」に修正いたします。

パブリックコメント募集結果（案）

有機農産物の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.26～R6.1.24）

(1) 受付件数 17件（11者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告等によるコメント

{	募集期間：事前意図公告	R5.12.1～R6.1.29
	T B T 通報	R5.11.24～R6.1.22

(1) 受付件数 1件

(2) コメント内容等
ア【質問】改正について技術的な議論がしたい。
【回答】承知した。

(別紙)

有機農産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4 有機農産物の生産の原則		
有機農産物の生産の原則は削除すべきでない。	1	現行の有機農産物の J A S 第 2 条の有機農産物の生産の原則は、削除せず、改正案の箇条 4 に規定しています。
5.1 ほ場、5.2 栽培場		
みどりの食料システム戦略の目標として定められた有機農業の取り組み面積の拡大を図るために、経済性を考慮し、転換期間の条件を緩和すべき。当該転換期間は、現状 2 年のところ、1 年（1 作）で十分と考える。	1	有機 J A S は、国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、米国、E U 等と有機同等性の相互承認を行っています。 これら同等国においても、コーデックスガイドラインに準拠し有機農産物の J A S と同等の転換期間が定められていることから、国際的な整合性を担保し有機食品の輸出に資する観点から、基準を緩和することは適当ではないと考えています。
5.4 ほ場に使用する種子又は苗等		
放射線照射は、収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程（5.13）において禁止されているが、種子又は苗等に対しても禁止されているのか。されていない場合には禁止すべき。	1	種子又は苗等に対する放射線照射については、米国、E U 等の有機基準と同様、その禁止について規定していません。 なお、放射線照射より育種された品種由来の種苗の使用については、コーデックスガイドラインにおいても、同ガイドラインに準拠した E U、米国の有機基準においても禁止されていないものと承知しており、有機 J A S においても同様の扱いとしています。
附属書		
有機 J A S として使用可能な農薬、調整用資材の幅が広がることは、選択の幅が広がり、安定生産につながると考える。	1	農薬等の資材については、事業者のご要望を踏まえ、コーデックスガイドラインの資材追加の要件に適合するものを追加することとしています。

		<p>なお、コーデックスガイドラインに準拠し、農薬等の資材についてはやむを得ない場合に限り使用できることとしています。</p>
<p>資材の製造工程において化学的プロセスを経た原料、遺伝子組換え作物不分別の原料のコンタミネーションが一切認められていないのは厳しすぎる。</p>	2	<p>有機農産物のJAS資材評価手順書において示しているとおりに、資材の適合性評価においては、一般的な品質管理を行ったうえで生じた化学的に合成された物質及び組換えDNA技術が用いられた資材のコンタミネーションは問いません。</p>
<p>資材として使用する醸造酢について、原料が遺伝子組換えかどうかについては、一段階前までのプロセスまでは追求しなくてよいこととすべき。</p> <p>こういった対応をしないと、資材の調達先が限定され、生産コストが高くなり、有機農業の普及を阻む要因になる。</p>	1	<p>有機JASの基準においては、コーデックスガイドラインの生産の原則に従い、組換えDNA技術が用いられた資材の使用を禁止しており、資材の原材料に組換えDNA技術が使用されているかどうかの確認は、プロセスの段階に限らず行うことが必要です。</p> <p>なお、農林水産省では、資材評価に係る事業者の負担を軽減するため、資材評価手順書をわかりやすく改訂するとともに、登録認証機関が適合と判断した資材リストについて農林水産省のホームページに一元的に公表しています。</p>
<p>有機農産物の原則に鑑み、天然素材であっても土壌そのものの力を削ぐような肥料、農薬には更に厳しい制限をかけるべき。</p>	1	<p>有機農産物のJASは、コーデックスガイドラインに準拠し、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、やむを得ない場合に限り附属書に記載された肥料、農薬であれば使用可能としています。</p> <p>これら附属書の資材は、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認しており、更に厳しい制限は不要と考えています。</p>
<p>カスガイシン等抗生物質製剤を有機農産物生産の農薬に追加することは、耐性菌の出現を招く懸念があることから避けるべきではないか。</p>	1	<p>有機農産物のJASは、農薬の使用を避け、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うことを原則としており、附属書の農薬は、「農産物に</p>

		<p>重大な損害が生ずる危険が窮迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合」に限り認められていることから、カスガマイシン等が耐性菌出現に繋がるような頻度で使用されることは想定されないと考えています。</p>
<p>炭酸水素カリウムは、ナトリウムによる害がなく、日本の有機農業をより望ましくする効果があると考えことから、農薬として追加すべき。</p>	1	<p>ご指摘の炭酸水素カリウムについては、既に「炭酸水素カリウム水和剤」として附属書Bに掲載されています。</p>
規格全般		
<p>有機農産物の生産行程管理者が切り干し大根、乾燥シイタケ、茶等の加工を行う場合、有機農産物の認証に加え有機加工食品認証を取得する必要があるが、費用、事務処理の面で両方の認証を取得することができず、事実上有機加工食品の市場からロックアウトされている。</p> <p>また、米の乾燥、粳摺り等は茶の加工と同じ工程を踏むが、有機農産物の認証のみで販売が可能である。</p> <p>これらのことから、添加物を使用しない加工は全て農産物の認証を取得していれば行えるようにすべき。</p>	1	<p>添加物を使用していない場合も、原材料に実質的な変更を加え、又は新しい属性を付加する場合は、有機加工食品の認証の技術的基準に従い生産行程を管理することが必要です。</p> <p>ご指摘の食品は、農産物に実質的な変更を加え、又は新しい属性を付加し、加工食品としていますので、有機加工食品の認証が必要です。</p>
<p>水わさびが有機農産物のJASの対象となるよう今後も継続して検討してほしい。</p>	2	<p>水わさびについては、各国の基準を踏まえ、水わさび以外の水の力を利用した他の栽培方法との関係等についても整理した上で、国際整合性について十分な説明が行えるよう、検討を続けてまいります。</p>
<p>組換えDNA技術だけでなく、ゲノム編集も禁止すべき。</p>	2	<p>ゲノム編集については、日本農林規格調査会において、有機農産物等のJASでは種子等に使用できないよう規定する方向性とされた上で、登録認証機関による具体的</p>

		<p>な確認方法等の検討が必要であることから、今後のゲノム編集技術を用いたものの生産・流通状況、食品関係法令及び他国における取扱いを踏まえ、引き続き検討することとなりました。</p> <p>これらの状況が整理でき次第、改めて日本農林規格調査会にお諮りしたいと考えています。</p>
<p>改正案では、「、」を「, 」としているが、日本語の文章における「, 」の使用は適切ではない。</p>	1	<p>JASの国際規格との連動性向上等のため、他のJASと同様に、ISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正しており、本JISの規定に従い「, 」を使用しています。</p>
<p>実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。</p> <p>他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。</p>	1	<p>実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。</p> <p>今後わかりやすい情報提供に努めたいと思います。</p>

パブリックコメント募集結果（案）

有機加工食品の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.26～R6.1.24）

(1) 受付件数 8件（7者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告等によるコメント

{	募集期間：事前意図公告	R5.12.1～R6.1.29
	T B T 通報	R5.11.24～R6.1.22

(1) 受付件数 1件

(2) コメント内容等
ア【質問】改正について技術的な議論がしたい。
【回答】承知した。

有機加工食品の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
5.1 原材料及び添加物（加工助剤を含む）		
<p>有機加工食品の原材料として、有機でない農畜産物、放射線照射が行われたもの、組換え DNA 技術を用いて生産されたものは使用できないということか。</p>	1	<p>有機加工食品の原材料として使用する農畜産物は、有機のものを使用することが基本であり、これらが入手が困難な場合に限り非有機のものを使用することが可能です。</p> <p>非有機のものを使用する場合も、放射線照射が行われたもの、組換えDNA技術を用いて生産されたものを使用することはできません。</p>
附属書A		
<p>次亜塩素酸水の基準「食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。」を削除する理由は何か。この場合、薬液混合型のもの等、食品添加物として指定されていない次亜塩素酸水が使用可能となるとの誤解が生じることから、当該基準を削除すべきではない。</p>	5	<p>多様な状況において有機加工食品を製造するに当たり、原材料を十分殺菌し衛生的な製造ができるよう、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認の上、当該基準を削除することとしました。</p> <p>食品の製造にあつては本規格のほか、食品衛生法等他法令の規制に従う必要があり、有機加工食品のJASにおいて食品添加物として使用可能となっている次亜塩素酸水は、食品衛生法上の規定に基づき添加物の指定を受けたもののみです。</p>
<p>有機とうたうにも関わらず、使用できる添加物が多すぎるのではないか。1桁程度に減らすべきではないか。</p>	1	<p>有機加工食品のJASにおいて使用できるものとされている添加物は、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認したものであり、数に着目して減らすことは適当ではありません。</p>

規格全般		
<p>実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。</p> <p>他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。</p>	<p>1</p>	<p>実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。</p> <p>より適切な情報提供ができるよう検討をまいります。</p>

パブリックコメント募集結果（案）

有機畜産物の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.26～R6.1.24）

(1) 受付件数 14件（6者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告等によるコメント

{	募集期間：事前意図公告	R5.12.1～R6.1.29
	T B T 通報	R5.11.24～R6.1.22

(1) 受付件数 1件

(2) コメント内容等
ア【質問】改正について技術的な議論がしたい。
【回答】承知した。

(別紙)

有機畜産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3.20 粗飼料		
改正案では粗飼料を「牧草、飼料作物（茎葉を含めた地上部全体を利用するものに限る。）、農場残さ又は野草を生、乾燥又はサイレージ調製したもの」と定義しているが、飼料用のカブ、ビート等地下部を利用するものについても検討すれば、有機畜産に取り組む者の粗飼料確保の選択肢が増えると考えます。	1	粗飼料として給与されるカブ、ビート等についても定義に含まれるよう改正案を修正いたします。
5.4 飼料の給与		
5.4.7において、粗飼料以外の飼料について、肥育の最終期間の牛にあっては75%未満でよい旨を規定しているが、これは健康目的でなく太らせる目的であり、有機畜産物にふさわしくない。 削除をするか、最終期間を数値で明確にする必要がある。	1	コーデックスガイドラインにおいて、肥育の最終段階の特例を認めることができることとされています。また、最終段階の飼料は単に太らせる目的だけでなく、健康管理等の目的も含んでいると認識しております。 なお、肥育の最終期間は、飼育状況や出荷のタイミングにより変わることから、最終期間を一律に示すことは困難であり、登録認証機関が状況に応じ評価することとしています。 本規定を削除するかどうかは、実態を調査した上で検討することとさせていただきます。
5.5 健康管理		
食肉の大量自国生産のため、肥育ホルモンの使用を認めてほしい。	1	有機畜産物 J A S は、動物医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的欲求に配慮して飼養することを原則としており、肥育ホルモンの使用

		を認めることは適切でないと考えてます。
ホルモン剤、抗生物質の使用は一切禁止にしてほしい。	1	<p>有機畜産物のJASでは、ホルモン、抗生物質等の動物用医薬品を使用せず疾病等の治療を行うことが原則です。また、ホルモンを用いた繁殖技術は禁止されています。</p> <p>一方で、家畜等が不必要に苦しむことのないように治療等を行う観点から、代替の治療方法がない場合に限り、抗生物質やホルモンによる治療も認められていますが、この場合も、慣行の家畜、家きんよりも長い休薬期間が設けられています。</p> <p>上記の扱いは、国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、適切なものと考えています。</p>
<p>5.5.2において、傷病に罹患した家畜又は家きんが不必要に苦しむことのないよう治療や処置を行わなければならない旨が規定されているが、治療よりも安楽死が適当な場合もあり、重篤なケースが放置される懸念もあることから、農場内で殺処分する必要がある場合についても明記すべき。</p> <p>また、殺処分のあり方については「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の推奨事項に従う旨を盛り込むべき。</p>	1	<p>5.5.2の「処置」は殺処分を含み、処置が適切かどうかは状況に応じ登録認証機関が評価します。</p> <p>この考え方や「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の参照については、Q&Aにおいて示したいと考えています。</p>
5.6 一般管理		
5.6.1の規定は、「週2回以上家畜若しくは家きんを野外の飼育場に放牧する」場合は、例えば牛を牛舎に繋いでもよいと解されるが、これでは行動の自由が認められているとは言い難い。繋ぎ飼いや運動場のない飼育設備（ケージ等）での飼育は不可とすべき。	1	繋ぎ飼いやケージにおける飼育の扱いについては、実態を調査した上で検討することとさせていただきます。
5.6.2において、肥育の最終期間	1	コーデックスガイドラインにおいて、肥

は野外の飼育場への出入りを制限できることとなっているが、太らせる目的であるため有機畜産物にはふさわしくないため、削除すべき。		育の最終段階の特例を認めることができることとされています。 本規定を削除するかどうかは、実態を調査した上で検討することとさせていただきます。
5.6.3に規定された「できる限り苦痛を与えない方法」の基準が明確でないことから、「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に従うものと定めるべき。 また、同指針で行わないこととされている牛の断尾は、明確に禁止すべき。	1	有機畜産物のJASにおいて、断尾は、家畜等の健康のための処置として認められており、牛の断尾は、牛の健康に寄与しないことから認められません。 この考え方や「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の参照については、Q&Aにおいて示したいと考えています。
5.6.7に「家畜又は家きんの捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用してはならない。」と規定されているが、これだけでは不十分であり、「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に従う旨を盛り込むべき。	1	「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の参照については、Q&Aにおいて示したいと考えています。
5.7 と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理		
5.7.2について、「と殺はできる限り家畜又は家きんの意識の喪失状態にし、」とあるが、意識喪失状態（スタニング）を必須とすべき。 また、と畜場での飲水を必須とすべき。	1	これらを必須にするかどうかについては、現状を調査した上で検討することとさせていただきます。
附属書E、F		
畜舎又は家きん舎の最低面積、野外の飼育場の最低面積は動物福祉に配慮した有機畜産とは言い難い狭さであり見直しが必要。	1	これらの最低面積の拡張については、現状を調査した上で検討することとさせていただきます。
規格全般		
工場畜産に合うように効率優先で改変されてきた品種、特に急成長するブロイラー種などの使用は禁止とすべき。種の選定を促す規定を新たに作る必要がある。	1	有機畜産物のJASは、コーデックスガイドラインに準拠し、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬の使用を避けること

		を基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して使用すること等を原則として、有機畜産物の使用方法を定めたものであり、品種を限定することは不要と考えています。
<p>現在、乾草、サイレージについては、調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認証の技術的基準を適用することになっているが、わかりやすさの観点から、調製又は選別の工程のみを経たものについての認証の技術的基準を適用することとしてほしい。</p>	1	<p>原材料に実質的な変更を加え、又は新しい属性を付加する場合は、調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認証の技術的基準に従い生産行程を管理することが必要です。</p> <p>乾草にあつては乾燥工程を経ることにより栄養価が濃縮され効率の良い栄養摂取が可能になるという「新しい属性」が付加され、サイレージにあつては発酵を通じて原材料に実質的な変更が加わっていることから、貯蔵や切断といった調製の範囲に含まれず、調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認証の技術的基準に適合することが適当と考えております。</p>
<p>実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。</p> <p>他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。</p>	1	<p>実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。</p> <p>より適切な情報提供ができるよう検討をしてまいります。</p>

パブリックコメント募集結果（案）

有機飼料の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.26～R6.1.24）
 - (1) 受付件数 3件（3者）
 - (2) 意見と考え方
別紙のとおり
- 2 事前意図公告等によるコメント 募集期間：事前意図公告 R5.12.1～R6.1.29
受付件数 0件

(別紙)

有機飼料の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
5.1 原材料		
有機飼料として菌床栽培の有機きのこの廃菌床が使用できるよう改正することだが、堆肥栽培の有機きのこの廃菌床についても使えるようにしてほしい。	1	改正案に、有機飼料として菌床栽培の有機きのこの廃菌床が使用できるとの規定は含まれていません。 栽培後の堆肥等も含め、きのこの廃菌床を有機飼料の原材料として使用することが適切かどうかについては、現状を踏まえた上で検討することとさせていただきます。
有機飼料の基準は、現在よりも厳しく、農薬や化学肥料の使用制限をすべきではないか。	1	有機飼料のJASにおいては、原材料として有機農産物等を使用することが基本であり、有機農産物のJASにおいては、コーデックスガイドラインに準拠し、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、やむを得ない場合に限り附属書に記載された肥料、農薬であれば使用可能とされています。 これら附属書の資材は、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認しており、更に厳しい制限は不要と考えています。
規格全般		
実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。 他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。	1	実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。 より適切な情報提供ができるよう検討をまいります。

パブリックコメント募集結果（案）

農産物漬物の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5.12.27～R6.1.25）

受付件数 1件（1者）

※今回の改正案に直接関係のないものでしたのでご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5.11.30～R6.1.29）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

乾めん類の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5. 12. 27～R6. 1. 25）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5. 11. 30～R6. 1. 29）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

手延べ干しめんの日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R5. 12. 27～R6. 1. 25）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R5. 11. 30～R6. 1. 29）

受付件数 なし